

# 市民植木市

とき 5月11日(土) 9時～15時

ところ 臨海公園

問合せ 都市整備課管理係 ☎(95)9909

苗木等配布コーナー (9時～)

本部にて「苗木等無料配布整理券」をA～Cいずれか1つと交換します。なくなり次第終了です(1人1枚)。

無料配布コーナー (9時30分～)

- ・EM活性液(先着500人)
- ・土のう式生ゴミ処理キット(先着20セット)
- ・有機堆肥(先着順、なくなり次第終了)
- ・地元産植木鉢(先着100人)

**対象** 中学生以上

即売コーナー

- ・苗木、花苗、バラ、サボテン、洋ラン、山野草、植木鉢など



展示コーナー

- ・さつき盆栽など

イベントコーナー (9時～)

- ・植木鉢の絵付け(先着200人)

**対象** 小学生以下

- ・どんぐり工作(先着100人)

教室コーナー (9時～)

- ・多肉植物の寄せ植え教室(先着50人)

**参加費** 500円

- ・寄せ植え教室(9時30分～、先着100人)

**参加費** 500円

## 国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

### 国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます

国民健康保険税の課税限度額が引き上げられ、年税額の課税最高額が合計96万円となります。

課税限度額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
	61万円	19万円	16万円

### 国民健康保険税の軽減対象範囲が拡大されます

均等割および平等割に係る5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、国民健康保険(以下、国保)の税軽減対象となる範囲が拡大されます。

軽減は、世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の被保険者・特定同一世帯所属者全員に所得の申告がある世帯に適用されます。所得を申告していない世帯には軽減は適用されません(申告義務のない非課税の人でも、国保では申告が必要)。

軽減を受けるための申請は必要ありません。あらかじめ軽減適用した金額で国保税が課税されます。

軽減割合	軽減基準となる所得金額
5割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等が {33万円+28万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯
2割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等が {33万円+51万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯

※総所得金額等とは、総所得金額と山林所得金額の合計額です。特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度への加入により国保の資格を喪失し、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する人です。

### 療養費の申請について

次の場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請により自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。

療養費が支給できる場合	申請に必要なもの
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき	領収書、診療内容の明細書、保険証、口座のわかるもの
医師が治療上必要と認め、コルセットなどの補装具代がかかったとき	医師の診断書、領収書、保険証、口座のわかるもの ※靴型の補装具については、当該装具の写真、もしくは現物の提示が必要です。
海外渡航中に受診したとき(治療目的の渡航は除く)	診療内容の明細書、領収明細書、保険証、パスポート、口座のわかるもの ※外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要です。渡航前に問い合わせてください。

※療養費の申請期限は、医療費などを支払った日の翌日から2年以内です。